
教 育 委 員 会 規 則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月26日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

**高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置
に関する規則の一部を改正する規則**

第1条 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立安芸高等学校の項中

「

普通科

」

を

「

普通科
工業に関する学科
環境建設科 機械土
木科
商業に関する学科
情報ビジネス科 ビ
ジネス科

」

に改め、同表高知県立安芸桜ヶ丘高等学校の項を削る。

第2条 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立安芸高等学校の項中

「

普通科
工業に関する学科
環境建設科 機械土
木科
商業に関する学科
情報ビジネス科 ビ
ジネス科

」

を

「

普通科
工業に関する学科
機械土木科

商業に関する学科 ビジネス科

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第1条及び附則第3項の規定は令和5年4月1日から、第2条及び次項の規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定により設置された高知県立安芸高等学校の全日制の課程の環境建設科及び情報ビジネス科（以下この項において「環境建設科及び情報ビジネス科」という。）は、同条の規定による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の規定にかかわらず、令和6年3月31日に環境建設科及び情報ビジネス科に在学する者がそれぞれ環境建設科及び情報ビジネス科に在学しなくなるまでの間、なお存続するものとする。

（高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 3 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則（令和2年高知県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

高知県教育委員会規則

- ◎ 高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則